

項 目	据え置き型機器の「おもちゃ」としての解釈
1 内容	<p>ウォーターサーバーにキャラクターのシールを貼った場合またはプリントした場合の扱いについて質問します。</p> <p>「電気用品の範囲等の解釈について」I二5(6)ロ及び6(9)ロによれば、「子供が興味を示すような人、動物、キャラクター等のシール、プリント等が器体表面の大部分(可搬型のものにあつては投影面積の1/16を超えるものをいう。)を占めるもの。」は「電熱式おもちゃ」及び「電動式おもちゃ」と解釈することになっています。このように、可搬型の機器に対しては「投影面積の1/16を超えるもの」と定量的な基準を設けていますが、据え置き型の機器に対しては定量的な判断基準が示されていません。定量的にどう判断すべきか、教えてください。</p>
2 回答	<p>キャラクター等の絵が最大に見える部分を正面とした器体の投影面積の1/2を超えるものは、「おもちゃ」と解釈します。</p> <p>(理由)</p> <p>「器体表面」とは、器体の周り全てと解釈することもできますが、子供が興味を示すという観点から、設置された状態においてキャラクター等の絵が最大に見える場所を器体の正面とし、その時の器体の投影面積とするのが妥当と考えられます。</p> <p>「大部分」とは、半分より多いことを示すものと解釈し、この投影面積に対し1/2を超えるものであれば、「おもちゃ」と解釈するのが妥当と考えられます。</p>